

# 「村落 と 環境」

第3号

---

2007年7月

村落環境研究会

村落と環境  
(第3号)

目 次

シンポジウム「村落と環境をめぐる諸問題」

[問題提起] (司会: 技術士・山口県入会林野コンサルタント 松原 功)	
第1報告 「『委任の終了』に対する不動産登記法改正の影響」(島根大学 江渕 武彦)	..... 1
第2報告 「森林環境税による生産森林組合の活性化 (大分県 七条 孝明)」 (事務局の手違いにより報告原稿を掲載できませんでした)	
第3報告 「志波生産森林組合の沿革と現状」(朝倉東部森林組合 池田 武士)	..... 4
第4報告 「上関原発建設と共有地 (共有入会権) 訴訟」(島根県立大学 野村泰弘)	..... 9
[入会相談会] (司会: 技術士・山口県入会林野コンサルタント 松原 功)	
1. 「溜め池問題について一大門池・新池共有入会権等確認訴訟事件ー」 (和歌山県岩出市 西 洋) .....	14
2. 「生産森林組合の税金について」(山口県長門市 福村良一) .....	18
[閉会挨拶] (堺 会長)	..... 19
[研究会記事]	
村落環境研究会第3期第1回理事会議事録 .....	21
第1号議案 村落環境研究会第2期事業報告、同第2期決算書、監査報告	
第2号議案 村落環境研究会第3期事業計画、同第3期予算案	
第3号議案 村落環境研究会役員改選について	
第4号議案 その他	
村落環境研究会第3回シンポジウム報告 .....	27
村落環境研究会第3期第2回理事会議事録 .....	28
役員名簿 .....	29
村落環境研究会規則 .....	30
[第4回シンポジウムについて]	
編集後記	

## [シンポジウム第1報告]

### 「委任の終了」に対する不動産登記法改正の影響

島根大学 江渕 武彦

#### 【1】 この報告の趣旨

「委任の終了」とは、法人でない団体資産の登記名義人たる代表者が交替する際の、当該資産の所有権移転登記原因である。この登記原因が付された不動産が山林原野や溜池、共同墓地などであれば、それは入会権の客体たる可能性が高い。

入会権は登記とは無縁の権利であると思われがちであるが、実はそうでもない。現実には、入会権の存在は、上記のような土地においてその登記から相当程度、推認することができる。それは、次の場合である。

- ① 登記簿表題部所有者欄における旧村等名義や「総代」の肩書付の個人名義が記載されている場合
- ② 登記簿表題部所有者欄や甲区が、数十人の記名共有名義となっている場合
- ③ 登記簿甲区の所有者と記載されている者が、「委任の終了」という登記原因によって登記名義を取得している場合。

さて、昨年、不動産登記法が大幅に改正されたが、③における「委任の終了」という特殊な登記原因は、若干ながらその影響を受けることとなる。この報告は、今次の改正が「委任の終了」という登記原因に及ぼす影響を明らかにするものである。

#### 【2】 平成17年不動産登記法改正

今次の不動産登記法改正の骨子は、以下の通りである。

- (1) 既存の書面申請に加えてオンライン申請制度の導入
- (2) 登記済証に代わる登記識別情報（12桁の英数字）の導入
- (3) 登記原因証書に替わる登記原因証明情報の提供（書面又はオンライン）
- (4) 印鑑証明に代わる電子署名の導入

#### 【3】 改正後の「委任の終了」に関する書面

上記骨子のうち重要なものは、これまでの登記原因証書に替わる登記原因証明情報の提供であり、旧法と異なるところは、この提供が必須となったことである。旧法においては、「委任の終了」を原因とする申請に際しては、登記原因証書が存在しないものとして、申請書副本による申請が行なわれていた。そこには、登記申請当事者たる新旧代表者の氏名が記載され、委任者たる団体名を示す余地はなかった。しかし、今次の改正では、登記原因情報を証する書面において、団体の名称を明らかにすることになる。たとえば、同情報を記載する書面の書式を、全国司法書士協議会著『登記原因証明情報の書き方と記載例 60』〔平成18年、日本法令〕62頁～63頁は、次のように示している。

## 登記原因証明情報

### 第1 登記申請情報の要項

- (1) 登記の目的 所有権移転  
(2) 原因 平成〇〇年〇〇月〇〇日委任の終了  
(3) 当事者 登記権利者 住所  
○〇〇〇  
登記義務者 住所  
△△△△  
(4) 不動産の表示 (略)

### 第2 登記原因となる法律行為又は事実

- 1 △△△△は、法人格なき社団である「〇〇会」の代表者であり、「〇〇会」の財産である上記動産について、〇〇法務局平成〇〇年〇〇月〇〇日受付第〇号で△△△△名義の所有権移転登記がなされている。  
2 △△△△は、平成〇〇年〇〇月〇〇日「〇〇会」の代表者を退任し、同日〇〇〇〇が代表者に就任した。

当事者双方は、「第2 登記原因となる法律行為又は事実」に記載された事項を確認した。  
後日のため本書2通を作成し、当事者が署名押印する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

登記権利者 ○〇〇〇 署名押印  
登記義務者 △△△△ 署名押印

### 第3 当当事者の関与に関する事項

- 1 本登記原因証明情報は、平成〇〇年〇〇月〇〇日司法書士〇〇事務所で作成した。  
2 ○〇〇〇及び△△△△は、本登記原因証明情報作成時に同席している。

当職は、前記「第3 当当事者の関与に関する事項」に記載した事実を確認し、登記原因証明情報をしたため、司法書士法施行規則第28条の規定により以下に記名押印する。

司法書士 ○〇〇〇 記名押印

登録番号

### (著者のコメント)

登記申請時に新代表者の就任を証する、社員の規約、総会議事録の添付は要求されていない（登記研究449号）。このため、原因日付となる新代表者の就任日付以外には、就任の議事等に関する事項は必要はないと考える。

### 【4】 入会集団における代表者交替の際の書面（私案）

私は、「委任の終了」という登記原因が入会地についても妥当するところから、かかる財産について、「第2」の部分について、以下のような書式を提案したい。

### 第2 登記原因となる法律行為又は事実

- 1 △△△△は、民法263条における共有の性質を有する入会権者組織「〇〇共有財産組合（〇〇部落、〇〇区）」の代表者であり、「〇〇共有財産組合」財産（共有の性質を有する入会地）である上記不動産について、〇〇法務局平成〇〇年〇〇月〇〇日受付第〇号で△△△△名義の所有権移転登記がなされている。  
2 △△△△は、平成〇〇年〇〇月〇〇日「〇〇共有財産組合」の代表者を退任し、同日〇〇〇〇が代表者に就任した。

### 【5】 期待される機能と課題

「委任の終了」という登記原因については、西日本入会林野研究会において4度報告され（同研究会会報5号、8号、10号、21号参照）、この登記原因が果たす機能（当該土地が登記名義人の個人資産ではないとの推認機能）についての期待が示してきた。

一方で、民法学において、「登記原因に推定力は働くか」という論点がある。仮にその推定力が否定されたら、「委任の終了」に関するこれまでの西日本入会林野研究会における議論は無意味であったということになる。しかし、そのような法律論にかかわらず、実際には、この登記原因が付された登記には、それが現在効力をもっている登記名義人の個人資産と見ることができない（少なくともそのような可能性がある）という警告を、その登記を閲する者に対して与える効果があることは否定しきれない。ただし、この問題は、今次の不動産登記法改正については関係がない。したがって、この議論は、別稿に譲りたい。

今次の改正によって、登記原因情報を証する書面の提出が必須となることにより、入会集団は、この土地が入会地であることをあらためて認識するよい機会となる。ただそのためには、とりわけ司法書士に、入会権に関する正しい認識をもってもらう必要がある。裁判例が少なくないにもかかわらず、法律家（裁判官や弁護士、民法学者）が重視しようとしている入会権について、司法書士の役割が強くなってきた、ということである。

## 志波生産森林組合の沿革と現状

福岡県朝倉東部森林組合 池田 武士

### 1. はじめに

生産森林組合の運営は、人工林資源はそれなりに成熟しているが、木材価格の下落の中で厳しい状況が続いている。

私は福岡県のある森林組合の参事であるが、本日は当森林組合の組合員である志波生産森林組合の直面する問題点を検討したい。

同生産森組は、旧志波村有林を引き継ぎ、昭和 27 年（1952 年）12 月 22 日に設立登記をした最古の生産森林組合の一つであり、設立後は比較的堅実な経営を続けてきた。しかし、平成 2 年と 16 年の台風被害を受け、その復旧が大きな問題となっている。

志波生産森林組合の存在する志波地区は、福岡県朝倉郡杷木町（現・朝倉市）の西端に位置し、南部を筑後川が東から西に流れ、筑後川河畔には県下最大の温泉地である原鶴温泉がある。志波地区の土地面積は 653ha、耕地面積 334ha（内水田 109ha、畑・樹園地 225ha）、山林面積 319ha である。緩傾斜地区には樹園地が展開しており、富有柿（志波柿）の産地として有名である。

### 2. 成立前後の状況

志波地区の農民は、農業に従事するほか、製紙、養蚕、葉煙草等によって生計を立てていた。経営規模の小さい農家の次三男には、博多（福岡）等に丁稚奉公に出るものもかなりいた。

農業経営上、馬が重要な役割を果たしていたため馬草が重要であった。草場として 50 町歩が地区内に散在していた。この秣（まぐさ）場は、金肥のなかった時代は、牛馬の飼料源、厩肥源として絶対必要なものであったが、一部は明治初年の官民有区分で官有林に編入された。

明治 41 年（1908 年）に村長・権藤七作は奥の丸・官有林の払い下げを受け、これを学校教育の基本財産とした。収益の使途を限定し、水源涵養保安林とした。その後、この基本財産林は伐採され、伐採収入は志波小学校の統合、新築に充当された。

その後、水田農業にも化学肥料が普及し、草場の必要性が乏しくなり、代わってスギ、ヒノキが植えられるようになった。昭和 15 年（1940 年）に皇紀 2500 年記念事業として村有林 12 町歩を県行造林に提供した。戦時中にかなり伐採され、その後、伐採跡地は開墾されて芋畠等になり、食糧補給の役割を果たしたこともある。スギ、ヒノキは順調に生育し、志波村の財源として大きな役割を果たした。

昭和 26 年（1951 年）に町村合併の議が持ち上がった。行政財産以外の町村有財産に不同があるので、合併町に持ち込む以外の不動産は各町村に留め置くことになった。志波村では、この残存財産は主として山林であり、種々検討の結果、これを生産森林組合に現物出資することにした。

志波地区では、旧志波村村有林の取扱について安全で経費のかからない所有及び経営方法の創出に大いに腐心した。昭和 26 年の森林法改正で生産森林組合の制度が新設されたが、当時はまだ設立された事例がなかった。杷木町役場・志波地区支所長の日野亀雄氏を中心に定款、経理の方法について検討を重ね、福岡県林務部の指導を仰ぎながら原案を作成した。

この間、県は勿論、農林省の対応は慎重を極め、ようやく全国第 1 号の生産森林組合として設立を認められ、昭和 27 年 12 月に設立登記を行った。その後、元志波村有林の所有権移転の業務に着手したが、生産森林組合の制度が十分理解されてなかつたため、地域住民の中には異論も少なくなく、設立委員会は非常な苦労をしたと伝えられている。

今日、全国には多くの生産森林組合が設立されているが、それらのほとんどがこの志波方式を基本に定款等が作られているものと思われる。志波生産森林組合では、今日では組合員の理解がすすみ、経営面はともかく、組織運営はきわめて円滑に運ばれている。

### 3. 組織の現状と財務状況

当生産森林組合は、経営森林面積 73.6ha、組合員数 398 名、出資金 20,067 千円で、理事 3 名、監事 2 名の他に、地区役員 15 名と森林看守人 4 名、計 24 名の役員で運営されている。

経営森林の現況は表-1 のとおりである。樹種構成は、ヒノキ 52.7ha (72 %)、スギ 18.6ha (25 %) の 2 樹種で 97 % を占めている。しかも、これらスギ、ヒノキ人工林の林齢構成は 40 年生以上が 55 % と壮齡林の比率が高く、経営基盤は恵まれているといえよう。

表-1 林齢別森林面積 (ha)

樹種	合計	1~10	11~20	21~30	31~40	41~50	51~60	61~
スギ	18.59	—	0.36	0.50	1.15	2.46	9.38	4.74
ヒノキ	52.66	0.58	5.95	16.91	7.92	9.03	7.77	5.68
合計 (%)	71.25 100.0	0.58 08	6.31 8.9	17.41 27.2	8.07 11.3	11.49 16.1	16.97 23.8	10.42 14.6

最近 10 数年の財務状況の推移は表-2 のとおりである。町助成金と造林補助金は現在まで毎年計上されている。毎年、造林・保育事業が行われているわけで、経営活動はきわめて積極的である。

平成 11 年度までは数年ごとに森林販売収入があり、黒字を計上する年度が多かった。しかし、12 年度以降は間伐を行い、素材を販売してはいるが、収入はゼロに近く、毎年赤字決算となっている。このため、14 年度から組合員に賦課金を課すことになり、15 年度から森林整備支援交付金を受けることになり、これらが重要な収入源となった。

事業の実態を事業報告書に見ると、平成 16 年度は木材価格は依然として低迷が続き、奥の丸、堂所のスギ、ヒノキ間伐実施で立木 983m<sup>3</sup> を朝倉東部森林組合を通じて市場へ出荷販売したが、総売上 11,000 千円、補助金 1,700 千円を加えても、手元には 163 千円しか残らなかったという。

育林作業は、役員 24 名の 5 回出役によって、通年の複数の下刈りを行った。そのほか、①奥の丸の孟宗竹伐採、②字石堂全域の捨て切り間伐前の雑木除伐、③字山口一帯の雑木除伐、④通称扇の平の雑木除伐、⑤堂所、石堂、山口の一部の境木にペンキを塗る境界明確化等を実施した。森林組合への委託によって奥の丸、堂所の 2 箇所の間伐と、石堂、堂所の作業道入り口から下に向かって捨て切り間伐を行っている。つまり、下刈り、除伐及び境界管理等の育林作業は役員 24 名の出役（賃金相当額の支払い）によって行い、間伐は森林組合に委託している。一般組合員は森林作業に従事していないのである。

平成 16 年度の事業収支は、事業収入は森林販売 163 千円、町助成金 272 千円、造林補助金 958 千円、賦課金 1,227 千円、支援交付金 323 千円、合計 2,943 千円である。賦課金が最も多く、組合員 1 人当たり 3,000 円を全員から徴収している。他方、事業費は、森林管理費 1,269 千円、事業管理費 3,654 千円、計 4,922 千円である。事業管理費の内訳は、人件費 744 千円、業務費 380 千円、諸税負担金 308 千円、雑費 1,971 千円などである。いずれにしても、事業外収益 427 千円を加えても大幅な赤字であり、2,511 千円の欠損であった。

#### 4. 台風災害と復旧事業

平成 3 年 9 月に第 17、19 号が連続して襲来し、特に 19 号台風による森林災害は全国的規模で発生した。当生産森林組合でも風倒木を中心に 6 団地、11.9ha の人工林に及び、実損被害面積は 1.4ha、被害額は 2,438 千円に達した。風倒木の整理及び跡地の植林は平成 6 年度に至りようやく完了した。

また、平成 16 年も台風災害が発生した。8 月の第 10 号から 10 月 20 日の 23 号まで 7 個の台風が来襲した。中でも 9 月 7 日の第 18 号が杷木町を直撃し、奥の丸 3 ha 及び堂所 6 ha において倒木などの甚大な被害を受けた。このうち 2 ha と 1 ha、計 3 ha が激甚災害に指定された。

実損被害面積は 1.1ha、被害額は倒木整理費 2,959 千円、跡地造林費 1,016 千円、計 3,975 千円に達した。これらの事業は平成 17 年度に行われ、激甚災害の指定を受け、国県から整理費として 2,468 千円、造林費として 847 千円、計 3,315 千円の補助が行われ、差額は町が助成した。

風倒木の処理の収支状況は表-3 のとおりである。風倒木のうち根株から切断、造材・搬出、市場に出荷した材積は 224.7m<sup>3</sup> であり、その売上高は 2,814 千円で販売単価は 12,521 円 / m<sup>3</sup> であった。しかし、風倒木の切断、造材、搬出、運材、機械使用料、森組手数料などの林産経費伐出 2,317 千円 (10,311 円 / m<sup>3</sup>)、市場手数料、権積料などの市場経費 364 千円 (1,621 円 / m<sup>3</sup>) で、総経費は 2,681 千円、1 m<sup>3</sup> 当 11,932 円に達したため、差引受取金額はわずか 132 千円、1 m<sup>3</sup> 当 589 円にすぎなかった。

#### 4. むすび

志波生産森林組合は、旧志波村有林を引き継いで昭和 27 年に設立された、全国的でも最も古い生産森林組合の一つである。経営森林の面積 (73.6ha、1 組合員当 0.18ha) は大きくはないが、大半が人工林でしかも齢級構成が概して高いため、経営基盤は恵まれている。町当局の助成金や活動支援交付金なども活動の源泉となっている。平成 10 年頃まで

は間伐収入を原資に従事割り配当を行ったことであった。

しかし、木材価格の下落で間伐収入が激減し、近年は赤字決算が続いている。経営の存続を図るために、平成 14 年度から組合員に賦課金を課すことになった。

このため、組合員の関心が薄れ、組織的问题が生じつつある。すなわち、平成 17 年度事業計画書は「いま本組合が抱えている大きな問題は、1 つは地区内居住者である組合員脱退の件、2 つは組合員の高齢化・若者不在等で区の役員選びに困難している件」と述べている。いずれも生産森林組合に共通する問題であるが、「ただひたすら経費節減を図り、保育に渾身の力を注ぐ考え」と述べるにとどまっている。

しかし、経営森林はきわめて充実している。この森林が持続的に維持される限り、これらの問題も長期的には克服できるのではなかろうか。

表-2 志波生産森林組合の財務の沿革 (千円)

年度	損益	森林販売	町助成金	造林補助	賦課金	その他	備考
3	△2,381	6,336	80	-	-	-	台風災害
4	19	-	80	364	-	-	
5	574	2,536	80	202	-	-	
6	8	-	80	877	-	-	
7	1,747	-	80	379	-	-	
8	9,503	6,918	211	872	-	9,554	送電線下
9	△3,681	-	211	1,031	-	-	
10	9,254	3,416	76	657	-	-	
11	1,678	303	72	465	-	4,518	林道用地
12	△5,078	-	72	1,363	-	-	
13	△2,893	495	72	236	-	-	
14	△177	103	72	972	2,090	-	
15	△639	578	72	402	1,245	490	支援交付金
16	△2,510	163	272	958	1,227	323	同上・台風

資料:志波生産森林組合業務報告書により作成

表－3 平成16年台風の風倒木整理事業の収支計算書

No.

## 災害復旧木材精算

平成 18年 2月 28日

志波生産森林組合 殿

福岡県朝倉市杷木星丸1217の1  
朝倉東部森林組合  
電話(0946)62-0100  
FAX(0946)63-3468

下記の通り精算致しますのでご査収ください。

総売上立米及金額	224.721 m <sup>3</sup>	2,813,806 円	摘要
市場手数料		196,078	
積料		285,129	
二番札・運賃			
売上消費税		116,844	
差引金額		2,449,443	m <sup>3</sup> 当たり10,900円
組合手数料	4%	97,975	
前渡金			
前渡金利息			
伐倒、整木、他	723,191	m <sup>3</sup> 当たり3,218円	
道路使用料			
搬出、集材	853,940	m <sup>3</sup> 当たり3,800円	
運搬、トラック	292,135	m <sup>3</sup> 当たり1300円	
労災保険	99,093		
チエンソー使用料	67,416	m <sup>3</sup> 当たり300円	
雜費	35,000	m <sup>3</sup> 当たり155円	
仮受消費税	32,764		
バックホー経費	115,500	m <sup>3</sup> 当たり513円	
			代金支払方法
合計	2,317,014		①現金 ②送料
差引支払金額	132,429		③小切手 ④その他
備考			

[シンポジウム第4報告]

上関原発建設と共有地（共有入会権）訴訟

—山口県熊毛郡上関町四代の入会訴訟—

島根県立大学 野村泰弘

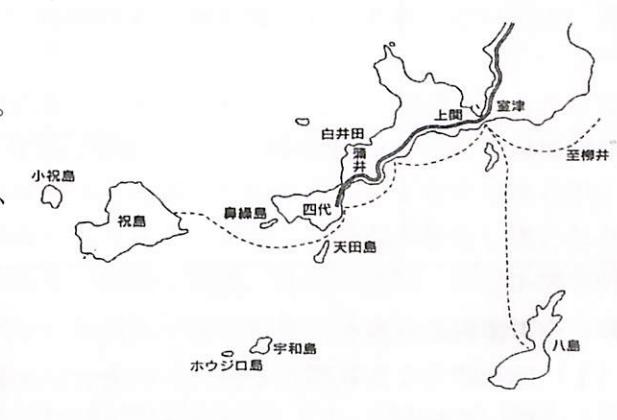
### I. 係争地の概況

右図のように、四代地区は上関町長島のはずれに位置し、対岸に祝島をのぞむ半農半漁の集落である。このあたりの海は古くから有数の漁場として知られており、希少海洋生物の存在も報告されている。

対岸の祝島は同じく上関町に属しているが、漁業によって成り立つ島であり、原発による環境汚染を心配して、計画当初より島を挙げての反対運動を展開している。

原発建設予定地は、沿岸の一部は平地であるが、それ以外は傾斜の強い丘陵地であり、その中に点在する4筆の係争地がある。土地台帳上はいずれも所有者欄に四代組という記載がなされており、地目は山林で、現在では雑木が密生している。係争地のほかに共有地とされるものが47筆あり、これも点在しているが、これらを普段利用していたのは家付きの山林をもたない世帯だとされる。

原発予定地を見た感想は、ここまで持つてこないと原発は危険なのかというものであった。



山口県熊毛郡上関町

### II. 入会権訴訟の概要

本件は、4筆の係争地について、これが共有入会地であるか否かをめぐって争われた事例である。この原発建設をめぐっては、計画が立てられた昭和57年以来、同じく上関町に含まれる対岸の祝島住民の強い反対もあり、ながく売却賛成派と反対派が町を二分する対立を繰り広げてきているが、平成10年12月12日、四代区長は役員会を開き、全員一致により交換契約を締結することとし、契約締結後、移転登記がなされた。

これに対して、この土地は、四代部落の住民（約100余名）の共有の性質を有する入会地であり、交換契約は全員の同意がないから無効であるとして、4名が原告となり、中国電力を被告として（後に訴えに同調しない権利者100余名を被告とした）、入会権の確認と移転登記の抹消手続を求め、また、予備的に個々の入会権者の有する使用収益権に基づく妨害排除を求めて訴えを提起した。これに対して被告らは、入会権の確認を求める訴えは固有必要の共同訴訟であり、本件訴えは不適法な訴えであるから却下されるべきであると

主張し、また、入会権はすでに消滅しており、四代区は入会集団ではなく権利能力なき社団であるとして、本件交換契約は構成員全員の同意を要するものではなく報告案件であり、役員会一致の議決によって決定されたものであるから有効であると主張した。

### III. 1審および控訴審判決の比較

	1審（山口地裁岩国支部）判決 (平成15年3月28日)	控訴審（広島高裁）判決 (平成17年10月20日)
共有入会権の確認の請求	不適法として訴えを却下	争点とならず
移転登記抹消登記手続の請求	不適法として訴えを却下	不適法として訴えを却下
入会権者が個々に有する使用収益権に基づく妨害排除請求	立木伐採、整地等による現状変更行為の禁止については認容	入会権は、明治24年10月ころ、四代区の成立に伴い共有入会権から地役入会権に性質を変じた。そして地役入会権は、遅くとも昭和50年ころには使用収益する者がいなくなり、時効により消滅している。したがって認められない。
交換契約	判断せず	役員会の全員一致の決議が四代区の慣行といえ、これに従つたもので有効である。

### IV. 控訴審判決批判

#### (1) 権利能力なき社団たる四代区の成立と地盤所有権の移転——共有入会権から地役入会権への転化

上関村の区会条例に基く旧財産区としての四代区は、結局、内務大臣の許可が得られず不成立に終わったものであるから、従来の権利関係には何ら変化が生じなかつたものと解すべきである。控訴審判決が、権利能力なき社団としての四代区の存在を認めたのは、本件入会権が共有入会権ではなく、(時効により消滅する可能性をもつた)地役入会権に変わったことをいわんがためであるが、どう考えてもそこには無理がある。旧財産区が設置されたことにより共有入会権から地役入会権へ転化するとした判決はあるが(※)、旧財産区が成立していない以上このような解釈はとれず、また、四代組とは別に自治会のような権利能力なき社団としての四代区を設け、そこに地盤所有権のみを移転したという事実もなく、組織的にも四代組と四代区は同一性を有する団体であり、このころから四代組は四代区という名称に変わっただけとみるべきで、したがって四代住民の共有入会権になんら変化はない。

(※) 最判昭和42年3月17日民集21巻2号388頁は、「原判決は、X村が他の村と合併してA1村となり、明治21年町村制が施行されたのに伴い、同法114条により、旧X

村の特有財産管理のため、A1村にX区会が設置されたのであるから、従来X村に属していた本件土地の所有権はX國帰属したと判断しているのであって、右判断は是認できる。」としている(同旨、松江地判昭和43年2月7日(判時531号53頁))。

しかし、他方で町村制の適用を排除する判決もあり、たとえば、広島高判平成14年3月27日『戦後入会判決集第3巻』424頁は、「しかし、共有入会権は私法上の権利であり私有財産であって、権利者による格別の処分行為もなしに、失われることはないところ、旧財産区発足の際、南原村の住民が、村落共同体として、地盤所有権の移転について何らかの意思決定をしたとの証拠はない。その後住民に、従前山林を総有しているとの認識があったとはいえないからといって、処分行為を推定することもできない。そうであれば、たんに行政組織たる区会が設けられて旧財産区が設置されただけで、地区住民が有していた共有入会権のうち地盤所有権が財産区に移転し、地区住民の権利が地役入会権に変質したと解することはできない。」とする(同旨、千葉地判昭和35年8月18日(下民集11巻8号1721頁)、長野地上田支判昭和58年5月18日(中尾英俊『戦後入会判決集2巻』274頁))。

#### (2) 地役入会権の時効消滅(これについては地役入会権に転化したものでない以上、考慮する必要もないが)

まず、共有入会権は共同所有の一形態であることから、時効によって消滅することはない(控訴審判決もこれを認める。通常の共有権に解体することはある)。これに対して地役入会権は、自らの意思で放棄、消滅させる以外にも消滅する場合があると考えられるが、時効消滅については、その不行使の概念がはつきりせず、また、起算点が特定し難いことから時効消滅には馴染まないという考えがあり、判例も従来、地役入会権の時効消滅を明示的に認めた判決はなく、解体消滅の法理ないしは入会権の放棄の推定として地役入会権の消滅を認めていたにすぎない(※)。

控訴審判決がいうように地役入会権は地役権の法理に従うとしても、民法291条は、「第167条第2項に規定する消滅時効の期間は、継続的でなく行使される地役権については最後の行使の時から起算し、継続的に行使される地役権についてはその行使を妨げる事実が生じた時から起算する。」と規定しており、地役入会権は継続的に行使されるものであると解されるから、その起算点は「行使を妨げる事実」が生じたときからということになる。

したがって本件の場合は、中国電力への交換契約があって立ち入り調査等をした時点をもって起算点とすべきということになり、時効期間はいまだ満たしていない。

#### (※) 最判昭和42年3月17日民集21巻1365頁

「もともと、入会権は慣習によって発生し事実の上に成立している権利であるから、慣習の変化により入会地毛上の使用収益が入会集団の統制の下にあることをやめるにいたると、ここに入会権は解体消滅に帰したものというべく、甲部落民が本件土地につき有していた地役の性質を有する入会権は、前記事実に照らし、昭和二八年頃までの間漸次解体消滅したと認めるのが相当である。」(なお、控訴審判決(仙台高裁昭和37年8月22日)は「大正年間に自由な入山を禁止され、旧戸新戸の区別なく入山料を支払って柴、薪を採取し、貸地料を納入して植樹、耕作目的で借り受けるなど、土

地の使用方法が一変し、その後、区の住民は区の管理統制のもとに係争山林を使用してきたが、昭和二八、九年頃まで住民は右の使用方法に異議がなく、かつ、入会権に関する決定機関であった「春寄合」も本町区会に意見具申するための機能しか有しなくなっている以上、本町部落住民は係争山林にたいする入会権を放棄したと認めるのが相当である。」としている。)

松江地判昭和43年2月7日（判時531号53頁）

「してみると、A1ら三部落民が、本件山林につき有していた地役の性質を有する入会権は蔭伐地を除き昭和二八年頃までの間に漸次解体消滅したものと認めるのが相当である。」

### （3）役員会の決定による交換契約の有効性

控訴審判決は、役員会全員一致の議決で決定するのが四代区の慣行であるとするが、その根拠として引用される過去の処分例は、全員の同意がなかった（反対者がいた）が役員会の決議を優先して処分したというものではなく、全員の同意があったとみることもできる事例であり、他方、明確に反対のあった例では議案は取り下げられているのであるから、むしろ、全員の同意を要するというのが慣行であったということができ、したがって、入会権者全員の同意のない本件交換契約は無効である。

## IV. 判決に対する感想

控訴審判決の判示事項（1）の共有入会権から地役入会権への転化の点については、理解しがたい論理であり、結論が先にありきの政治的な判決であると感じられる。控訴審判決は、（1）の点が崩れれば、これを前提とする（2）の地役入会権の時効消滅もまた崩れるため、少なくとも1審判決のように個々の入会権者の使用収益権を根拠として樹木の伐採を禁じる判決は得られたであろう（環境権訴訟として捉えた場合はそれで十分であろう）。

判決後の記者会見で、一審原告はこの判決を「不意打ち的判決」であると述べた。裁判所の真意、意図が判らないまま結審したもので、争点を明確にして、攻撃防御の機会を与えるという意味で問題があったのではないかと思われる。

## V. 控訴審判決後

控訴審判決が出た後、一審原告は平成17年12月に上告理由書を提出し、その後も順次、上告受理申立理由書（同補充書（1）（2）（3））を提出している。

## VI. 本件に関連する訴訟

### ◇八幡宮訴訟

四代八幡宮神社をめぐる訴訟には、（1）解職された林官司の地位についてのもの、（2）八幡宮の神社地をめぐるもの、の二つがあり、これについて仮処分申請（第1事件、第2事件）がなされていたが、山口地裁岩国支部は平成18年5月10日、不適法の決定を下した。そこで現在、これらについて本訴を提起し係属中である。このうち八幡宮神社地については、登記簿上は八幡宮名義となっているが、実質的には四代住民の共有入会地である、仮にそうでなくても地役入会権があり、個々の入会権者が有する使用収益権

に基づいて妨害排除を求めるが原告は主張している。

### ◇漁業権訴訟

祝島の漁業権訴訟（四代共有地の4キロ対岸にある祝島の漁民が漁業補償契約を無効として争っているもの）。漁業補償契約により125億5000万円の補償がなされ、そのうち半額がすでに支払われている。

一審判決では、漁業補償契約の無効については棄却したが、許可漁業権、自由漁業権については、「漁業損失に対して損害を受容する義務はない」とした。

中国電力側が控訴し、現在広島高裁に係属中。

### ◇株主代表訴訟

中国電力の一部株主が「建設のめどが立たないのに漁業補償を先行させたのは、回収不能になった場合、株主に損害を与える」として取締役を被告に提起した株主代表訴訟。控訴審も原告敗訴。

※なお、本件については、拙稿「入会権の性質の転化と消滅—上関原発用地入会権訴訟を素材として—」島根県立大学総合政策論叢第12号29-69頁（2006）においてもう少し詳しく論じているので、そちらも一読いただければ幸いである。

## 「入会相談会」

### 1 溜池問題について（大門池・新池共有入会権等確認請求事件）

和歌山県 岩出市 大門池・新池溜池水利組合 理事長 西 洋

本日は私のところで直面している色々な事情をお話しさうので皆さんから御意見を頂戴し、今後の裁判に役立てていきたいと思う。

岩出町は昭和31年昭和の大合併で山崎村、根来村、上岩出村、旧岩出町、小倉村の一部が合併して誕生した。

本日問題とする溜池は大門池と新池と称し、水稻の耕作用の池である。新池は大門池の水が足りなくなったとき補助的に利用されている。

大門池・新池ため池水利組合の組合員は87名で灌漑面積は20町歩である。昔は水利組合法により地主の20人だけが組合員であった。

#### （1）問題の経過

平成14年に岩出町が「大門池は、登記の名義が町村合併前の根来村であり、これを引き継いだ岩出町の所有である」として図書館建設を提案してきた。平成16年に一方的に池の水を抜いて大門池の半分を埋め立てて図書館を造り。今年の4月1日に完成し開館した。

現在、私どもの水利組合は大門池の水を使う必要がほとんどなくなった。それは、国の事業による十津川・紀ノ川総合開発により昭和58年に紀ノ川用水と称する水路が開通した。同水路は大門池の下側を通過しており、このあたりの農家がこの水路の水を使うようになったためである。このため、大門池の水は長く日照りが続いているが水が足りなくなった場合のみ使うことになり、池の存在価値が低下している状況である。

ただし、紀ノ川用水の上に水田を持っている耕作者3名は、現在も大門池の水だけしか使えない。

#### （2）大門池の水利の経過

図書館建設のため大門池の水を抜いて調査の際、大門池のもう一つの大門池が現れた。その堤体の下から15世紀の土師器が出てきたことで、当池は室町時代の末期に造られたことが判明した。この近くに根来寺というのがあるが、その古絵図でも上池、下池があったと確認される。また旧家の古文書に享保年間にこの池の水利取り決めの定めがあったことが記されている。

明治になり、地租改正の折の文書は残っていないが、明治22年作成の土地台帳の所有者欄に官有地第3種と記載された。近隣の池も大抵は官有地第3種となっている。

旧上岩出村には○○字の持つ池がいくつかあり、土地台帳に水利組合と記載された池が三つある。旧根来村でなぜ水利組合の所有にならなかったのか分からぬ。明治の頃に「大門池下連合申し合わせ規則」がある。この水利を賄っている根来、森、堀口、川尻の4か浦で取りまとめたものである。

官有地とされてから50年経ち、大正11年に国有財産法が施行された際に官有地特別処分規則第3条により根来村が国から譲与を受けて内務省から旧根来村に登記名義を変えた。この特別処分規則では、国有財産の維持管理費用を負担したるものに譲与するとなっていたが、登記上は大正11年に根来村が払い受けた形になっていた。この後35年間登記名義は根来村のままであったが、平成15年8月から岩出町に変更された。

ところが、この大門池は我々水利組合が毎年のいろんな費用を賄っており根来村は一切これに関与してこなかった（古者の話）し、現在までずっと我々管理組合が管理してきた。

しかし、図書館建設にあたり岩出町は「この池は根来村名義すなわち岩出町有地であるから工事を開始しても何ら差し支えない」と考えていた。

その間色々交渉し、補償金額も出たが、大門池・新池は町のものであり水利組合のものではないとして、「図書館を建てた残りの部分と新池は町のもの」と絶対譲らない。我々水利組合は調停を申し込み、調停は6回開かれたが、町が譲らなかつたため不調に終わった。

町は協議がまとまつてないにも関わらず一方的に水を抜くことを通告し、平成16年2月に水抜きを開始した。これに対し我々は、水利妨害罪として岩出警察署に告訴したが、検察庁では嫌疑不十分で不起訴となった。さらに検察審査会へ申し立てるがこれも取り上げてもらえなかつた。

#### （3）水利組合の主張

溜め池の維持管理については、昭和53年に大門池の堤防防災工事に750万円を支出（県300万円、町300万円、水利組合150万円）しており、その他の工事費用を全部水利組合で負担してきた。

昭和59年に町から新池の半分を埋め立てて駐車場に貸してほしい旨の申し出があつたため町に貸し付けている。その当時の登記名義は根来町であり岩出町が自分名義の土地を水利組合から借りる形で水利組合と賃貸借契約を結んでいた。当時の町幹部、水利組合の幹部に問い合わせをしたところ全員「登記は根来村になつていてが先祖代々水利組合が維持管理してきたものであつて町は何ら関与してない」。だから新池は水利組合のものとの認識であつた。

また、昭和31年町村合併時の合併協議事項に小学校の運動場とか公民館の用地、建物など旧町村からこれだけ新町に移管するということが書いてあるが、根来村名義のこの池は岩出町の引き継ぎ事項の中には入っていない。そして昭和31年に出来上がった財産目録の中にも溜池類の記載はない。

新池の駐車場部分の借地一覧表の所有者欄には大門池水利組合と書いている。町当局も名義は根来村であるにもかかわらず、所有は水利組合のものであると認識していたと思う。それから紀ノ川用水が通つたため3カ所の池を払い下げ、宅地造成を進めた時も土地は水利組合のものであるとして無償で払い下げを受け、業者に売り渡した代金はすべて水利組合がもらった。この様に水利組合のものであることを町自身が認めていた。

また大門池を釣り堀業者に昭和の時代から2回10年契約で貸したが、本来であれば町

の名義のものを無断で貸すのは何事かと疑義があるはずだが一切なかった。

#### (4) 係争の経過

現在の市長になり態度が急変した。名義は根来村であっても岩出市のものであるとして、この大門池については今後、水利組合の権利を一切認めないと変化したものである。

調停も不調で告訴も取り上げてもらえないということで、平成17年11月30日に共有入会権の確認、水利権を含む地役権の確認訴訟を提案した。

ところが我々の提案もうまくいかなかった。理由は原告適格ということで当初水利組合を原告といたしていたが、そのとき委任状で弁護士に依頼せず選定書を使ったため、相手の弁護士から「個人の集団になるので原告適格に問題がある」と申し立てされたので今年3月23日に取り下げた。

中尾先生に大変お世話になっているが、もう一回訴状を出し直そうということで、4月に水利組合総会を開き皆さんから選定書をいただき、「組合ではなく、私が代表となって87名を原告としてやろう」と提案し了承された。必要的共同訴訟のため全員の選定書が必要だが、前回は全員の選定書がとれたが、今回市長が巻き返しを図り、市の指定業者、子供が市の職員とかその親戚、市長の後援団体の役員等20人が反対派を結成し、選定書がもらえなくなってしまった。現在、組合員87名の内もらったのは69名、未提出が4名、反対20名の中の6名が選定書を提出しておきながら反対派に回った。

#### (5) 今後の展開

今後どのような訴訟にするか悩やましいが、次のような訴訟を想定している。

- ① 共有入会権確認請求訴訟
- ② 共有入会権に対する持分権を有することの確認請求訴訟
- ③ 地役入会権（水利権を含む）確認請求訴訟
- ④ ③の持分権を有することの確認請求訴訟
- ⑤ 共有入会権または地役入会権に基づく個別的使用収益権（水利権を含む）の確認請求

前回は共有入会権の確認訴訟を主意的訴訟に地役権を予備的請求にしたが今回はどれを主意的請求にし、どれを予備的請求にすべきか、損害賠償請求はこれをやると積立金とかが要るので後の問題にしよう、とか。

とにかく何らかの権利の確認さえ取れればまた交渉次第でどうにかなるとそういうつもりで進めたい。

大門池については我々水利集団のものであると確信している。反対派も、反対の理由は市と訴訟するのが反対である、自分たちは所有権や地役入会権を持っていることは心の中では思っている、中には水利権は間違いないとあり、従来からのいきさつをみると所有権もあるのではないか、等々と思っている人が大半と思われる。

#### (6) 討論

（江渕）すでに図書館が完成してしまった状況の下でこの裁判で求めることは何か。例

えば図書館建設に対し妨害排除を請求し撤去を求めるのか。あるいは、組合として図書館の撤去は求めないが賃貸借契約で貸し付けという形をとつてやろうという立場なのか。

（西）組合としてはそこまでは考えていないが所有権、水利権の確認が出来ればそれに対する補償金をもらいたい。

（江渕）奈良県吉野町の吉野山ゴルフ場差し止め事件というのがある。吉野杉の山にゴルフ場建設が実施されかかったとき、地元農家がゴルフ場が建設されると水が農薬で汚染されると、建設差し止め請求をした。農家の人たちによる水利組合が作られているが、この人たちは組合を表に出さず共同訴訟を起こした。水利権を理由として第1審で勝訴し、控訴審で業者がゴルフ場を建設しないという和解が成立した。これは個々的水利権を理由とする差し止め請求だ。地役入会権による個別的使用収益権に基づいて訴訟を提起した場合裁判所は耳を傾けやすいと思う。

（西）水利権者ということか。

（江渕）但し水利権というのは水を引く権利なのでやはり土地の所有権とは違う。すなわち溜池が半分埋め立てられても水を引くことが出来るので権利を侵害していない。従つて水利権確認請求については利益がない。訴えても仕方がない。水を供給しないとはいっていない。市が水利権を認めないのであれば認めろという訴訟は勝つと思う。例えば共有入会権の持分権に基づく確認請求をしても、入会権については持分が存在しないという考え方方が強く裁判所はこれに引っかかってしまって認められない可能性がある。

それから民事訴訟法二十九条に基づく団体として訴えを提起するという場合、選定当事者の問題と同じように全員で訴訟をするという決議しなければならないという解釈ができる可能性がある。そのため選定当事者と同じ問題が起きるのではないか。

私は、民事訴訟法二十九条の団体として組合で所有権確認請求したら棄却される危険性があると思う。やはり団体を原告とした場合には所有権は共有入会権の取得が必ず必要となる。その場合に多数決で裁判を起こすという決議が可能と考える余地があると個人的に思うが、裁判所が耳を貸してくれるか自信がない。

（西）今のところ反対派が20名いるので、市および反対派20名を被告として、原告60余名で訴状を提出しようかなと思っている。

（江渕）反対派の方が積極的にこれは組合の財産でないと断定されているのか。

（西）反対派は市を相手とする訴訟に反対で、水利組合を脱退しない。訴訟をするならその費用は賛成派の人で賄い組合の資産を使うなと言っている。

（江渕）反対派の人たちが積極的に組合財産でないと前提で行動されるとこれは有効な方法だと思うが、そうでない場合、裁判所は耳を貸さない可能性がある。市と同じ立場で組合の財産であることを否定するような言動をしたり、それが前提の行動をとつたりするとその人たちを被告にした場合には裁判所はよろしいとする可能性はあると思うが、残念ながらそうでないとすれば裁判所はこういう裁判の場合には反対派を被告とする方法はとれませんよという判断をする可能性がある。そこが苦しいところでこういう裁判において

その理論をどう切り崩すか良い知恵が浮かばない。

(西) 私も20名を被告とすることがうまくいか心配はある。しかしそうしないと全員の参加にならないわけだから非常に苦しいところだ。

(江渕) 池が予備的であっても個々的な組合員の方々に水利権が帰属し、この権利に基づいて水を引いてきたわけだから個々人に帰属する権利を前提に義務的請求として裁判をすることは必要だと思う。

(西) その場合も全員参加でなければならないか。

(江渕) 個々的に賛成者がそれぞれに権利を持ち、それを理由として何かの請求をする訴訟を起こすわけだから、参加したくない人は参加しなくて構わない。反対者は参加しなくてもよい。

(西) 持分権という考え方か。

(江渕) 個々の人たちに帰属する水利持分権というのは農家の方々が水利権者であることは吉野山ゴルフ場差し止め事件でも認めている。それを前提とした裁判である。

入会権の場合、組合に水利権が帰属するのであってメンバーに持ち分権は無いという議論がでてくるが、水利権の場合は、現に個々的に皆さんのが水を引いているわけだから個々に権利がないとは裁判所は言えない。だから参加しない人はしなくてよい。

(西) 水利権の持ち分権の確認を主意的にもってきて予備的には何も入れずこれだけの確認請求とするはどうか。

(江渕) それだけで目的が達せられるのか。

(西) 一旦は水利権だと勝てるだろう、それだけでやってみようかの議論もあった。水利権だけでも獲得できれば市側にも相当の打撃が与えられる。今までにあなた方に水利権はありませんと何回も議会質問に答えていた。まず水利権だけ確得し、次の段階として共有入会権に行ったらとも考えている。

## 2 生産森林組合の税金について

福村良一（山口県長門市 油谷伊上）

### (1) 趣旨

生産森林組合の税金のことについては当研究会第1回大会で質問を提起し、今回はそれの追加となる。

伊上共益会生産森林組合（経営規模200町歩、組合員270名）は昭和58年4月1日に設立された。いま困っているのは税金問題である。こんなに税金がかかるのであれば作らなければよかったと言ってくることだ。一方、法人であるがために林道事業や造林事業など国から大変な補助をいただき、組合員が知らないうちにどんどん山は立派になっている。そのことは考えず税金だけが問題にされる。

町内に昭和42年頃入会整備で共有名義とした2集団があるが、そこでは税金問題はな

いが相続問題が発生してくると思う。また未整備の入会林野も他にあり、所有名義も様々である。今後これらの今入会林野整備をどう進めるべきか、また生産森林組合の税金の問題をどうすべきかについて指導願いたい。

税金については、法人町民税が13万円と同県民税が5万円であるが、予算では5万円しか計上していない。それは、町が、生産森林組合は生産活動を行っていないので、課税台帳を抹消するという形で減免しているからである。県も同じようにしてくれればよいが・・・。生産森林組合が入会林野近代化法に基づいて作られた団体であるということで、県と市町が統一して減免措置を定めた条例を制定できないだろうか。

### (2) 討論

(池田) 法人を作る以上は納税の義務がある。森林は環境を守っているとか、下流の農地を守っているということで市町から育成補助をもらう方向に持って行くべきで、法人住民税は納税せざるを得ないのではないか。そのためにはそういう組合がどのくらいあり、入会関係で見なし法人とみられる集団がどのくらいあるかを調べ、連絡会議などをあって森林組合等とも連携して行政に要求していくべきだ。

私どもは納めるものは納め、貰うものは貰うということでやってきた。昭和58年に設立した生産森林組合では所有森林70haが保安林でなかったため約20万円の固定資産税を納めたし、林木を切れば25万円の税金を納めた。納めるものは絶対納め、別に補助を貰うべきと思う。その運動を展開していくことが今後の生産森林組合また入会団体に課せられた役割であり、林務関係の方々と相談し、指導を仰げば打開策は出てくるのではないかと思う

(福村) 私も行政にいたから言われることはわかるが、今は税金の分だけ補助金をくれという時代ではない。私はこの際林野庁の方から「入会近代化法によって設立された生産森林組合の県民税、市町村民税の減免措置に関する通達」を出して貰うようにお願いしたい。生産森林組合が立ち行くようにするにはこれしかないと思う。

### 閉会挨拶（堺会長）

村落環境研究会は幅広に村落という社会と環境との関係を議論することにしています。

本日は、山口県の松原さんの司会の元で、愛媛大学の江渕さんに「委任終了に係わる登記制度の改正」、大分県の七條さんに「森林環境税による生産森林組合の活性化」、福岡県朝倉東部森林組合の池田さんに「町村有林系譜の生産森林組合の現状」、島根県立大の野村さんに「山口県上関発電所に係わる入会判決」の報告をお願いしました。いずれもたいへん興味深い報告でした。ありがとうございました。

また、入会相談には、和歌山県岩出市の西さんから「溜め池問題について」、山口県長門

市の福村さんから「生産森林組合の税金について」が提起されました。溜め池は入会林野ではありませんが、水利権は集落によって入会的に管理されてきたという歴史がありますから、村落環境研究会の重要な課題の一つだと思います。

また、生産森林組合あるいは入会林野近代化に関する議論は、入会林野研究会において長い間の蓄積を持っており、今日出された税金問題も数回に亘って議論されてきましたが、残念ながら結論が出ている訳ではありません。もっとも、現在の国、地方の財政状況の中で減税を要求すること難しいのではなうか。

そういう議論をするよりも、例えばかりなりの県で森林環境税が導入されていますが、その使い方を提案する方が早道ではないかと思います。生産森林組合と村落は不可分の関係にあり、この村落の存在によって地域環境や農業基盤が守られ、社会交通条件が守られているという面がものすごく強い。そういった意味で生産森林組合を存続させることは地域環境に貢献することでもあるという議論をしていけば、森林環境税の使い方の一つとして生産森林組合の支援も理解されるのではないでなうか。

登記の問題や入会関連の裁判の問題は重要な問題でありながら、これまで議論の場がなかったのではないか。今後も引き続きこういった問題も取り上げていきたいと思います。

本日は司会の松原さん、ご報告の江渕、七條、池田及び野村さん、並びに入会相談の西、福村さん、どうもありがとうございました。

## 村落環境研究会第3期第1回理事会

1. 日 時 2006年9月8日（金）10：00～12：00  
2. 場 所 松江市サンラポーむらくも会議室  
3. 議 事
- (1) 出 席 者 顧問 中尾英俊  
理事 堀 正紘、江渕武彦、牧洋一郎、福村良一（7名中4名）  
監事 川原祥治、高尾徳次  
欠 席 者 顧問 松原 功、西森正信  
理事 矢野達雄、枚田邦宏、大庭礼三
- (2) 議長の選出 規則第7条③の規定により堺・会長を選出
- (3) 第1号議案 事業報告及び決算報告（監査報告）について  
堺会長より別紙・第2期事業報告及び第2期決算報告、川原監事より監査報告があり、討議の結果、了承した。
- (4) 第2号議案 事業計画及び予算について  
堺会長より別紙・第3期事業計画及び第3期予算案の説明があり、討議の結果、全員の賛成により可決した。  
なお、1. 機関誌の編集発行について、投稿原稿に「論文」等の区分を設けたいとの発言があり、そのようにすることになった。  
2. 第4回シンポジウムの鹿児島での開催の提案について、牧理事から受け入れの意思表示があった。  
3. その他（2）行政機関との連携について、国立国会図書館及び鹿児島、福岡各県立図書館等への納本、寄贈すべきとの発言があり、そのようにすることになった。
- (5) 第3号議案 役員（任期・2年）改選について（全員再任）  
堺会長より別紙役員名簿を総会に提案したいとの発言があり、これを了承した。なお、欠員中の四国地区は泉 英二氏（愛媛大学）にお願いすることになった。
- (6) 第4号議案 その他（1）『村落と環境』の定価（2,000円）について  
堺会長より説明があり、討論の結果これを了承した（会員は無料配布）。  
(2) 会費未納者の会員資格について  
堺会長より説明があり、討議の結果、連続2年の未納は退会と見なすことになった。

( 正 )

第1号議案

村落環境研究会第2期事業報告

(2005年7月1日～06年6月30日)

活動日誌

2005年7月20日 第1回書面理事会（第2回シンポジウムについて）

2005年7月27日 第2回シンポジウム開催通知を郵送（会員、林野庁経営課長等、西日本各県入会担当課長、主な入会研究者など）

2005年8月25日 第2回シンポジウム参加申込締め切り

2005年9月16日 第2回通常理事会、第2回総会、第2回シンポジウム（愛媛大学）

テーマ「市町村合併と入会林野」

基調講演 中尾 英俊「入会裁判と環境保全」

個別報告 青井 玄「共有組合の歴史と現状」

高雄 徳次「入会林野と町村合併」

牧 洋一郎「馬毛島における浦持入会紛争」

岡本 常雄「財産区と共有地」

2006年3月17日 入会林野コンサルタント中央会議

2006年4月26日 林野庁経営課長に第3回シンポジウムでの特別講演のお願い

2006年6月1日 機関誌『村落と環境』第2号印刷発行

第2回シンポジウムの基調講演及び個別報告4編

特別寄稿・半田 良一「入会集団・自治組織・そしてコモンズ」

寄稿・牧 洋一郎「入会紛争と環境問題－馬毛島の浦持地を巡って－」

その他・研究会記事

2006年7月13日 『村落と環境』第2号及び第3回シンポジウム開催通知を郵送（会員78名、林野庁経営課長他、西日本各県林務担当課長、主な入会及び生産森林組合の研究者、中・東日本入会林野研究会、計105件）

会員数（登録数）78名（ただし会費納入者数33名）

村落環境研究会第2期決算書  
(05年7月1日～06年6月30日まで)

1) 収入の部	予算(A)	決算(B)	(A)-(B)	備考
前期繰越	125,181	125,181		
会費	190,000	94,000	96,000	
その他	10	6	4	受取利息
収入合計	315,191	219,187	96,004	
2) 支出の部	予算(A)	決算(B)	(A)-(B)	
シンポジウム経費	50,000	43,545	6,455	
機関誌印刷費	80,000	0	80,000	
会議費	20,000	8,000	12,000	役員昼食代
通信費	40,000	10,100	29,900	
事務用品費	15,000	0	15,000	
予備費	15,000	1,530	13,470	振替手数料等1030、懇親会補填分500
支出合計	220,000	63,175	156,825	
3) 次期繰越	予算(A)	決算(B)	(A)-(B)	
次期繰越	95,191	156,012	-60,821	

会計監査報告

第2期(2005年7月1日から2006年6月30日まで)の会計について監査したところ、会計処理は適正になされ、決算報告書は現状を正しく示していることを認めます。

2006年9月3日

村落環境研究会 監事 川原 祥治 印  
監事 高尾 徳次 印

\* 23 ページを差し替えて下さい

村落環境研究会第3期予算書(案)  
(06年7月1日～07年6月30日まで)

第2号議案

村落環境研究会第3期事業計画  
(2006年7月1日から2007年6月30日まで)

1. 機関誌『村落と環境』第3号の編集発行
  - 掲載記事
    - 第3回シンポジウムの個別報告
    - 投稿 会員等の投稿を募集し、掲載する
2. 第4回シンポジウムの企画
  - 開催場所 九州内（鹿児島県）
  - 現地事務局 牧理事及び枚田理事
  - 開催時期 2007年9月の中・下旬
  - テーマ
  - 運営は現地事務局にお願いする
3. その他
  - (1) 友誼団体との連携
  - (2) 行政機関との連携

	第2期決算(A)	第3期予算(B)	(A)-(B)	備考
1) 収入の部				
前期繰越	125,181	156,012	-30,831	
会費	94,000	180,000	-86,000	正会員50名、賛助会員4名 前期末納分20名
その他	6	10	-4	預金利息
収入合計	219,187	336,022	-116,835	
2) 支出の部				
シンポジウム経費	43,545	50,000	-6,455	会場使用料、アルバイト代等
機関誌印刷費	0	160,000	-160,000	「村落と環境」2号、3号印刷代
会議費	8,000	8,000	0	役員会費
通信費	10,100	20,000	-9,900	
事務用品費	0	15,000	-15,000	
振替手数料	1,030	3,000	-1,970	
予備費	500	20,000	-19,500	
支出合計	63,175	276,000	-212,825	
3) 次期繰越				
次期繰越	156,012	60,022	95,990	

村落環境研究会第3期第1回総会議事録

1. 日 時 2006年9月8日(金) 13:30 ~ 14:00

2. 場 所 松江市 サンラポーむらくも

3. 議 事

(1) 議長選出 岡本常雄氏を選出した。

(2) 第1号議案 事業報告、決算報告及び予算案について

堺会長から第2期事業報告、決算報告、川原監事から監査報告がそれぞれ説明があり、討論の結果、これを了承した。

(3) 第2号議案 事業計画、予算案について

堺会長から第3期事業計画、予算案の説明があり、討議の結果、これを了承した。

(4) 第3号議案 役員の改選について

堺会長から、理事会提案の役員名簿について説明があり、名簿のとおり了承した。

役 員 名 簿

(理事 10名以内、監事 2名)

(2006年9月1日~2008年8月30日)

顧 問 中尾 英俊(弁護士、西南大学名誉教授)

顧 問 松原 功(技術士、山口県入会コンサルタント)

顧 問 西森 正信(高知県入会コンサルタント)

理 事 堀 正紘(九州大学名誉教授、NPOFORI理事長)

理 事 矢野 達雄(愛媛大学教授)

理 事 江渕 武彦(島根大学教授)

理 事 枚田 邦宏(鹿児島大学助教授)

理 事 牧 洋一郎(鹿児島市在住)

理 事 福村 良一(山口県長門市)

理 事 大庭 礼三(大分県日田市)

理 事 泉 英二(愛媛大学教授)

監 事 高尾 徳次(長崎県福江市)

監 事 川原 祥治(福岡市)

4. その他

総会後の理事会で堺 正紘理事を会長に選出した。

村落環境研究会

第3回シンポジウム

報告

1. 日 時 平成18年9月8日(金)

10時00分~12時00分 役員会(昼食を準備)

13時00分~17時20分 シンポジウム 終了後 懇親会

2. 場 所 サンラポーむらくも(地方公立学校教職員共済組合施設)

島根県松江市殿町369 電話: 0852-21-2670

3. 日 程

10:00 ~ 村落環境研究会 役員会(会計監査、理事会、現地事務局など、昼食)

12:45 ~ 参加者受付、入場開始

13:00 ~ 村落環境研究会 総会(議長:岡本 常雄)

会長挨拶

議 事 第2期事業報告、第3期事業計画、役員選考

13:30 ~ 開会 総合司会:堺 正紘

13:35 ~ 来賓挨拶及び特別講演 林野庁経営課企画官 福嶋 貢史

「林政の概要と入会林野の整備状況について」

14:00 ~ シンポジウム(座長 松原 功)

村 落 と 環 境 を め ぐ る 諸 問 題

座長挨拶

第1報告 江渕 武彦(島根大学)

「『委任の終了』に対する不動産登記法改正の影響」

第2報告 七條 孝明(大分県)

「森林環境税による生産森林組合の活性化」(仮題)

第3報告 池田 武士(朝倉東部森組)

「旧町村有林系譜の生産森林組合の現状—志波森林組合の沿革と現状—」

第4報告 野村 泰弘(島根県立大)

「山口県上関発電所に係わる入会判断」(仮題)

16:30 ~ 入会相談会

西 洋(和歌山県)「溜池問題について」

福村 良一(山口県)「生産森林組合の法人住民税について」

18:00 ~ 20:00 懇親会(会場「サンラポーむらくも」内)

## 村落環境研究会第3期第2回理事会議事録

1. 日 時 2007年1月22日  
2. 場 所 持ち回り（書面）  
3. 議 事  
(1) 出席者 理事 堀 正紘、江渕武彦、牧洋一郎、枚田邦宏、矢野達雄（5名）  
欠席者 理事 福村良一、大庭礼三  
(2) 議長選出 規則第7条③により堺・会長を選出  
(3) 第1号議案 第4回シンポジウムの開催について  
堺会長より第1号議案「第4回シンポジウムについて」の説明があり、書面により採決を行った結果、出席者5名全員の賛成があり可決した。

### 第1号議案 第4回シンポジウムについて

- ア 開催時期 平成19年09月07日（金）  
イ 日程 10:00～役員会  
13:00～研究会総会及びシンポジウム  
16:30～入会相談会 終了後懇親会  
ウ 開催場所 鹿児島市内 鹿児島県自治会館（予定）  
エ シンポジウムの主題 集落の森林管理について  
オ 問題提起  
地域一体となった森林管理 延時力蔵（竹子強制会）  
鹿児島県における生産森林組合の現状と課題  
久保慎也（鹿児島県水産林務部）  
地縁団体における森林管理～生産森組との違いと問題点～  
山下詠子（東京大農）  
岡本常雄（大阪府箕面市）  
未 定

## 村落環境研究会役員名簿

（理事10名以内、監事2名）

（2006年9月1日～2008年8月30日）

顧問	中尾 英俊（弁護士、西南大学名誉教授）
顧問	松原 功（技術士、山口県入会コンサルタント）
顧問	西森 正信（高知県入会コンサルタント）
理事・会長	堺 正紘（九州大学名誉教授、NPOFORI理事長）
理事	矢野 達雄（広島修道教授）
理事	江渕 武彦（島根大学教授）
理事	泉 英二（愛媛大学教授）
理事	枚田 邦宏（鹿児島大学准教授）
理事	牧 洋一郎（鹿児島市在住、馬毛島の自然を守る会）
理事	福村 良一（山口県長門市油谷町在住）
理事	大庭 礼三（大分県日田市天瀬町在住）
監事	高尾 徳次（大分県日田市在住）
監事	川原 祥治（福岡市東区在住）

## 編集後記

### 村落環境研究会規則

(名称)

第1条 本会は村落環境研究会と称する。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所を福岡市中央区天神3丁目10番25号森連ビルに置く。

(目的)

第3条 本会は、地域社会における土地管理等の機能集団に関する法律的、社会経済的研究の向上を図り、もって地域社会の活性化と環境の保全に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は次に掲げる事業を行う。

- 1 研究会、講演会、シンポジウムおよび見学会等の開催
- 2 地域社会の土地管理機能等に関する調査・指導の受託・請負
- 3 機関誌の発行およびホームページの開設
- 4 その他目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 本会は本会の趣旨に賛同する者をもって構成し、会員は次の2種とする。

1 正会員 年会費を納める個人。本会の主催する事業に参加し、機関誌の配布を受ける権利を有する。

2 賛助会員 年会費を納める法人、団体。機関誌の配布を受ける権利を有する。その構成員は3名を限りに事業に参加することができる。賛助会員は議決権を有しない。

(役員)

第6条 ① 本会に役員として理事10名以内、監事2名を置き、総会で選出する。

② 役員の任期は2年とし、重任を妨げない。理事の互選により会長1名を選出する。会長は事務局長を指名する。

③ 会長は、本会を代表し、理事会の決定に従い会務を総括する。事務局長は、会長を補佐し、会務を執行する。

④ 監事は、本会の会務および財務執行の状況を監査する。

⑤ 本会に、必要に応じて顧問を置くことができる。顧問は会長の指名により、理事会で決定する。顧問は役員会に出席し、発言することができる。

(会議)

第7条 ① 本会に総会、理事会及び監事会を置く。

② 総会は、会長が招集し、理事会の提案に基づき、事業計画及び予算決算並びに役員の選出、その他について審議する。議長は出席者の互選により選出する。

③ 理事会は、会長が招集し、議長となる。過半数の出席で成立し、出席理事の過半数で決する。緊急時には郵便、Eメール等による持ち回り会議を開催できるものとする。

④ 監事会については、別に監事会が定める。

(会計)

第8条 本会の会計年度は7月1日から翌年の6月30日までとする。本会の運営資金は、会費およびその他の収入によってまかなう。年会費は理事会で決める。

付則

本規則は、平成16年9月17日より効力を生じる。

「村落と環境」第3号をお届けします。この号は、第3回シンポジウム「村落と環境をめぐる諸問題」(06年09月松江市で開催)の報告原稿と入会相談会を掲載しました。

江渕報告は、生産森林組合の運営問題との関連で注目を集めている「委任の終了」を原因とする登記について不動産登記法改正の影響について考察しています。池田報告は旧村有林を引き継いだ生産森林組合の経営の沿革と現状を述べており、生森の可能性を示すものとして興味深い報告です。七条報告については、事務局の手違いにより原稿を掲載できませんでしたが、森林環境税を活用した生森の活性化の実例を述べたものであり、新たな方向性を示唆した報告でした。野村報告は共有入会地に係わる訴訟の判例研究であり、入会裁判が入会権について誤った認識のままに行われていることを明らかにしています。

また、第3回シンポでは、入会相談が2件ありました。一つは「溜め池」をめぐる訴訟の進め方に関する相談、二つは生産森林組合に係わる法人住民税の減免措置に係わる相談でした。いずれも村落環境研究会の重要なテーマであり、今後もシンポジウム等で取り上げていきたいと思います。

第4回シンポジウムは、9月7日(金)に鹿児島市で開催されます。テーマは「集落の森林管理について」です。(サカイ)

## 村落と環境 第3号 2007年7月10日発行

(会員配布)

編集発行	村落環境研究会 会長 堀 正紘
住 所	〒810-0001 福岡市中央区天神3-10-25 森連ビル 506NPO 法人森林誌研究会
電話/FAX	電話: 092-738-9511 FAX: 092-738-9411
Eメール	info-npofori@utopia.ocn.ne.jp
振替口座	01770-9-77072
年会費	一般会員 2,000円 賛助会員(団体・法人) 5,000円
印 刷	アイメディア株式会社
	福岡市中央区港2-11-8 電話: 092-721-0769